

【研究ノート】

## 開拓使東京仮博物場で飼育されたエゾオオカミの記録

梅 木 佳 代

**要 旨：**かつて北海道に生息したエゾオオカミ (*Canis lupus hattai*) は、明治期に「有害鳥獣獲殺」制度の対象とされ、過度の狩猟圧を受けた結果として絶滅した。しかし、絶滅以前のエゾオオカミと人々の関係性をめぐっては従来曖昧な議論が続いており、なかでも和人との関わりについては過去の記録に基づく検討がほとんど行われていない。

本稿の目的は、開拓使の博物館事業の一環として実施されたエゾオオカミの「飼育」に注目し、その経緯を詳しく検討することで、明治期の和人とオオカミの関係性の一端を明らかにすることにある。そのために、明治期の公文書と新聞記事を主要な対象とした文献調査を実施し、開拓使が飼育したエゾオオカミに関わる情報の抽出と整理を通じて、道南地域における幼獣の収集から開拓使東京仮博物場への移送および飼育にいたる経緯を確認した。

本稿では、開拓使が 1877 (明治 10) 年から 1879 (明治 12) 年にかけて東京仮博物場で北海道産エゾオオカミの飼育に取り組んでおり、関連して最大で 11 頭が東京と北海道で飼育されていたことを明らかにできた。また、なぜ東京仮博物場でエゾオオカミが飼育されたのか、その理由に明確に言及した史料を見い出すことはできなかったが、現存する剥製標本の形態や当時の社会におけるオオカミの一般的なイメージに基づく考察を試みた。

**キーワード：**エゾオオカミ、飼育、野生動物、開拓使、北海道

### 1. はじめに

かつて北海道に生息したエゾオオカミ (*Canis lupus hattai*, 以下オオカミ) は、明治初期に家畜を襲う「有害獣」として駆除制度の対象とされ、過度の狩猟圧を受けたことで絶滅した (八田 1913 ; 犬飼 1933 など)。これは日本列島において人が野生動物との共存を果たせなかった失敗例のひとつとして位置づけられるべき事例だが、当時の北海道に暮らした人々とオオカミの関係性は断片的にしか把握されておらず、どのような志向や認識が種の絶滅という結果につながったのか具体的にはわかっていない。

現在の北海道では、エゾシカ (*Cervus nippon yesoensis*)、エゾヒグマ (*Ursus arctos yesoensis*, 以下ヒグマ) をはじめとする野生動物との遭遇や被害対策のありかたが日常的に報じられ、社会問題として人々の関心をひきつけている。また、日本列島全体で野生動物の個体数増加と分布拡大が進み、ともなって種々の人間活動との間に生じるあつれきが深刻化する一方で、人にとって脅威となりうる種を含めた野生動物との共存・共生を可能とする社会を模索すること、各地の自然や生物多様性を保全し持続可能な状態で将来世代に引き継いでいくことの重要性が改めて意識され、国家戦略の一環としても提示されている (環境省 2023)。

こうした状況にあって、過去に照らして問題点を明確化し、歴史・文化的な観点をふまえて人と野生動物の望ましい共存のありかたを検討しようとする動向がみられる。たとえば、佐藤 (2021) は、明治期以降の人とヒグマの対立の歴史を述べる中でアイヌ民族のヒグマとの向き合いかたに着目し、現在の問題解消を目指す枠組みの中にその基本的な考えかたを取り入れている (佐藤 2021 : 189)。また、梶 (2023) は、北海道の土地利用の変遷にともなうエゾシカの生息および個体群動態について論じる中で、人間が生態系に及ぼしてきた影響や歴史的な景観変化を理解したうえで人為的介入の可否を考える必要があることを指摘している (梶 2023 : 143)。オオカミが絶滅した当時の実態解明

を進めることは、喫緊の課題である大型野生動物との共存を目指すこうした取り組みにのっての対照事例として重要な意義を持つと考える。

従来、北海道のオオカミに関する研究の多くが道内個体群の存続に致命的な影響を与えた「有害鳥獣獲殺」制度に注目し、オオカミは其中で家畜被害をもたらす害獣として描出されてきた。他方、制度下での狩猟以外の関わりについてはほとんど検討されておらず、ほかにどのような向き合いかがあり、オオカミに対する人々の認識にどの程度の広がりが見られたのか、十分に議論されてきたとはいえない。

本稿は、明治期にみられたオオカミの「飼育」に着目し、新たな視角から当時の人々とオオカミの関わりをとらえ直すことを試みる。なお、先行研究により、北海道のオオカミでは(1)開拓使による博物館事業の一環としての飼育と、(2)アイヌ民族による送り儀礼を目的とした飼育があったことが明らかにされている。どちらも踏み込んだ研究は行われておらず、オオカミをめぐる人間活動として相互の影響関係も想定されるが、同時に議論に取り組むことは困難なため、本稿は将来的に北海道でみられたオオカミの飼育にかかる議論の全体的な進展に資することを目指し、まずは開拓使による飼育の実態解明を進めることとする。

## 2. 先行研究の到達点

開拓使がオオカミを飼育していた事実は、1961年に「北海道産豺」を描いた写生図2枚(図1)が発見されたことにより知られるようになった。これらの写生図は後年ふたたび所在不明となり(直良 1965: 221)、現在にいたるまで見出されていないが、直良(1965)

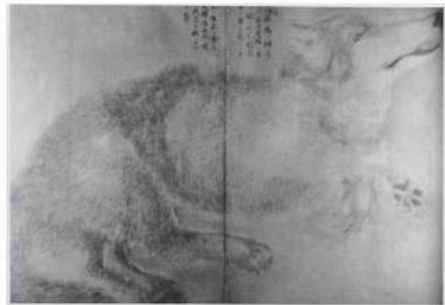


図1 1875年飼育とされる個体の写生図  
いずれも(直良 1965: 口絵)から転載

および平岩(1981)にそれぞれ写真と翻刻文が掲載されている。平岩(1981)によると、2枚とも画家の沼田荷舟が「明治八年(一八七五年)旧開拓使庁で飼っていたものを美濃判紙に彩色で描いた」(平岩 1981: 242)ものであり、うち1枚に下記の説明があるという(以下、引用文中の傍線は引用者による)。

此図ハ前図ト共ニ北海道産ノ豺ナリ。明治八年、旧開拓使庁ニ生虜シテ之ヲ飼フ所也。前図ハ生存ノ中ニ写セシ所ニシテ、後者ハ死亡ノ後、之ヲ写ス。蓋シ其支体及体毛ノ模様、生死ニ因テ大ニ異ナル所アルヲ顕ハサンカ為メナリト云爾(平岩 1981: 242)

「豺(やまいぬ)」は、かつて日本在来のオオカミに対して用いられた和名のひとつとして知られる(中村 2005: 72)。本州以南では、「豺」と「狼」の使い分けに関する研究状況が複雑化しており、それぞれの名称に該当する種や対象範囲について明確な結論は示されていない。明治期の北海道で作成された種々の文献でもこれらの名称は混用されていたが(梅木 2016: 38)、これまでに道内

での定義を明確に検討した例を見い出せていないため、本稿ではいずれも現在のエゾオオカミ (*C. l. hattai*) を指して使われていたことを前提として議論に取り組むこととする。

写生図を紹介した直良 (1965)、平岩 (1981) のいずれも、オオカミが飼われていたという「旧開拓使庁」が何を指しているのかには触れていない。どちらも本州以南に生息したニホンオオカミ (*Canis lupus hodophilax*) に着目した文献であることから、「たとえ滅びても、同形の大型で、じっさいは同種のものが大陸に生存している」(平岩 1981 : 243) とみなしていた北海道のオオカミについては、その写生図を「非常にすぐれた実写図」(直良 1965 : 210) などと評価しつつも、背景情報や飼育の実態については重視しなかった可能性が考えられる。

この「旧開拓使庁」が開拓使東京仮博物館(以下、東京仮博物館)であることは、山田 (2002, 2011) の指摘により広く知られるようになった。東京仮博物館は、1875 年に「北海道ノ物産及開拓ノ参考ニ供スヘキ内外ノ物品ヲ展列シ衆庶ニ縦観セシム」(大蔵省編 1983 : 479-480) ことを目的として東京・芝公園の開拓使東京出張所構内に開設された北海道物産縦観所を前身とする施設である。翌 1876 年の改称により東京仮博物館となり、「当使管下北海道産物ノ義ハ広く衆人ノ見聞ニ触レサル者有之候ニ付、専ラ該道動植礦物ノ類其他有益物品ヲ蒐集シ、傍各国ノ物品ヲモ取交ヘ参考ノ為東京出張所構内ヘ陳列シ、仮博物館ト唱ヘ中外人民ヘモ縦観差許ス」(北海道 1969 : 1152) ことを主意として陳列場の拡張・充実が進められたが、1881 年の東京出張所廃止にともなって閉場となった(関ほか 1990 : 115)。

山田 (2002) は、明治期の「有害鳥獣獲殺手当」の実態を検討することを目的とした論文であり、開拓使が飼育したオオカミについては終章で言及している。ここでは、上述した写生図に記された「明治八年」時点でオオカミが飼育されていた可能性に疑義を呈しつつ、北海道でオオカミ幼獣の捕獲があり、1877 年に江差産個体 2 頭、1878 年には駒ヶ岳産個体 3 頭と、連続した東京仮博物館への移送があったこと、さらに、北海道大学植物園が所蔵する剥製標本 4 体中の 2 体が「北海道産東京飼育」個体のものと考えられる(山田 2002 : 85) ことがはじめて明らかにされている。同時に、当時の博物館政策の功罪を論点として、北海道に特徴的な存在としてオオカミに関心を向け、結果として絶滅した種の標本や記録を残せたことは開拓使の博物館事業における功績といえるが、その博物学的な関心のありかたはオオカミの積極的な殺害を推進する姿勢と両立しうるものであり、駆除政策の歯止めとはならなかったことに留意する必要があると指摘している。

一方、日本在来オオカミの絶滅過程を総合的に検討したウォーカー (2009、原書は Walker 2005) は、明治期の東京仮博物館で展示されていたオオカミの剥製と生体について、人が自然を支配する立場に立ったことの証であり、「トロフィー」(ウォーカー 2009 : 194) として求められた存在だったと考察している。たしかに、帝国主義・植民地主義が世界を席卷していた時代、動物園や博物館で展示されるエキゾチックな動物やその標本が植民地支配と密接な関わりを持っていたことは議論をまたない。世界的な傾向として、動物のコレクションは「野蛮と未開の地を征服した成果として国内に飾られるトロフィー」(丸山 2010 : 135) であり、珍しい異国の動物は人々が「好奇」の目をもって鑑賞する対象だった(森山 2017 : 153)。

ただ、ウォーカー (2009) は、開拓使が北海道開拓および勸業政策の一環として博物館を重視していた(関ほか 1990 : 117) ことなど、東京仮博物館が担った役割や性質については考察の中で触れていない。関ほか (1990) では、開拓使が各種政策の進展を図るために北海道の自然環境や産物に関する情報を広く普及する必要性を意識していたこと、また、「現在の一般の博物館と著しく異なる点は(中略) 培養掛や農夫を置いて植物の栽培や動物の飼養も行っていることである。植物園や動物園

の機能も一部果たしていた」(関ほか 1990:117) ことが指摘されているが、オオカミやヒグマといった、人にとって脅威となりうる「猛獣」を生きたまま展示することは、本州以南から北海道への移住を検討する人々に対して悪影響を与えた可能性も考えられる。開拓使が「有害獣」であるオオカミを生かして東京へ移送し展示した経緯や意図については、当時の政策上どのような意味があったのかという側面からも検討を加える必要がある。

このほかにオオカミに関する多数の公文書を収録した史資料集『お雇い農業教師 エドウィン・ダン—ヒツジとエゾオオカミ—』(田辺編 2008)がある。ここにはオオカミの飼育に言及する史料も解説(現代語訳)つきで複数収録されているが、史資料集としての性質上、議論や検討はされていない。

以上のとおり、明治初期の北海道行政を担った開拓使がオオカミを「有害獣」とみなして強力な駆除制度を敷く一方、捕獲した個体を生かして飼い置くというアンビバレントな態度をとっていたことは、近年の先行研究でも注目されてきた。しかしながら、オオカミの飼育を主軸とした議論や具体的な実態の検討には至っていない。山田(2002)は要点を示した概要の把握に留めており、ウオーカー(2009)は話題を区切って史料を参照しているために個々のできごとが全体としてどのようなつながりを持つのか不明確な記述となっている。当時の人とオオカミの関わりを検討するためには、オオカミの飼育に関する記録を集約して全体的な経緯を把握し、そのうえで論点の整理に取り組む必要がある。

### 3. 本論文の目的と方法

前章までに整理した研究背景、先行研究の状況をふまえ、本稿は、開拓使による博物館事業の一環として行われたオオカミの飼育に関わる記録を整理し、生体の収集と飼育の経緯を明確化することを目的とする。とくに、これまでなおざりにされてきた、北海道における和人とオオカミの関係性解明に向け、今後さらに議論を進展させるために必要となる基本情報を明らかにすることを重視した。

上記の目的を果たすため、本稿では、北海道立文書館および各地の図書館施設を中心とした文献調査を実施し、明治期の公文書、新聞記事、地域史資料から開拓使が飼育したオオカミに関連する情報を収集した。北海道立文書館が所蔵する公文書は「北海道立文書館 資料検索」システム<sup>1</sup>を利用し、「狼」「豺」や「獣児」「生獲」「畜養」などのキーワードを用いた件名・資料名検索を行った。また、議論の対象とした史料は、文書ごとの時系列に従って整理し、表1にまとめて文末に掲載した。紙幅の都合によりすべての文書に詳しく言及することはできないが、本文中で参照する際は表中の番号を使用して出典に代えることとする。明治期の新聞記事については、主としてオンラインの新聞データベース<sup>2</sup>を利用して閲覧したが、道南で発行された『函館新聞』(北溟社)については、函館市中央図書館が所蔵する複写製本と、北海道大学附属図書館および国立国会図書館東京本館が所蔵するマイクロフィルムを併用した。

本文の記述にあたり、引用文は原則として原文の表記に従うが、合字、旧字体および変体仮名は適宜現行字体に改めた。また、史料の一部に現在の社会規範に照らして差別的な表現がみられたが、当該箇所を引用文として示す必要がある場合には、そうした表現が用いられていた過去の時代背景を示すものとして原文のまま掲載した。

#### 4. 結果と考察

本稿による調査を通じて、開拓使が東京仮博物館でオオカミの飼育を試みたのは主として 1877 年から 1879 年にかけてであり、関連して最大 11 頭のオオカミが東京と北海道で飼育されたと考えられる結果を得た。

確認できた飼育個体とそれぞれの飼育期間の概要を図 2 に示した。以降、本文中で個体を限定する必要があるときは、#1 から #11 までの番号を使用して区別する。

また、本稿では東京仮博物館で飼育されたオオカミをめぐる北海道側のできごとは、すべて渡島半島内で起きていたことを確認した。各地の位置関係を把握するため、本文中で言及した地名を図 3 に示した。

本章では、第 1 節で、1877 年および 1878 年に捕獲・飼育された個体をめぐる状況を時系列に従って記述する。そのうえで、なぜ東京仮博物館で北海道産オオカミが飼育されたのかを第 2 節で考察する。なお、飼育個体のうち #1 は、写生図に付記された説明では 1875 年に飼育された個体とあるが、本稿にかかる調査で新たな記録や関連情報を確認することはできなかった。そのため、山田 (2002) が指摘するように、図中で言及される年代と実際の飼育時期が異なる可能性が高いと考え、第 1 節の冒頭では言及せず、同節末尾において記録が残る他個体との比定を目的とした検討を行った。

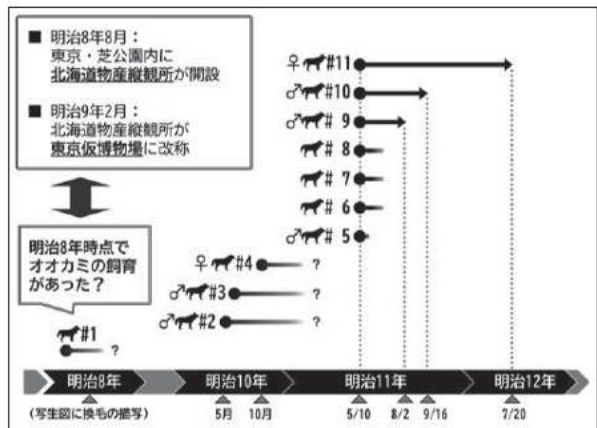


図2 飼育個体の概要

(#1～#11 は個体番号を表す。筆者作成)



図3 対象地の位置 (略図)

表1 対象史料一覧

| 番号 | 年月日       | 件名／文書要旨〔差出者⇒宛名〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 『史料名』（請求記号）：件番号                             |
|----|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 1  | 明10.04.14 | 砂原村人民ニテ畜養ノ狼児買上ノ件<br>①明10.04.14. 同上ノ義ニ付申上〔民事課⇒第十八大区戸長・菊池忠兵衛〕<br>②明10.04.17. 同上ノ義申入ノ趣ニ付回答〔第十八大区戸長代理・總代・渡辺政方⇒函館民事課〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 『各区文移録 明治十年』（簿書2124）：15件目                   |
| 2  | 明10.06.-- | 江差ニ於テ生捕ノ狼児東京仮博物館へ出品ニ付差送方ノ件<br>明10.06.--. 同上ノ義ニ付掛合〔民事課駅通係⇒函館丸會計方・宮崎市次〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 『課係文移録 明治十年』（簿書2136）：96件目                   |
| 3  | 明10.06.-- | 江差ニ於テ生捕ノ狼児東京仮博物館迄差送方ノ件<br>（明10.06.--. 同上ノ義ニ付掛合〔民事課駅通係⇒函館丸會計方・宮崎市次〕）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 『諸課往復文移録 明治十年自第一月至第十二月』（簿書2253）：57件目        |
| 4  | 明10.06.16 | 桧山郡乙部村山中ニ於テ取獲ノ狼子函館丸へ積入回致ノ件<br>①明10.06.16. 同上ノ義ニ付申進〔函館書記官⇒東京書記官〕<br>②明--.06.16. 同上狼子買上差回ノ旨申進〔市來政廳⇒有竹裕〕<br>③明--.--.19. 同上狼子出産時期ニ付申入〔市來政廳⇒勸業課〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 『東京文移録 明治十年』（簿書2122）：52件目                   |
| 5  | 明10.06.-- | 江差ニテ生捕シ狼児式足東京出張マデ輸送諸事懇切被取扱度件<br>（明10.06.--. 同上ノ義ニ付掛合〔民事課駅通係⇒函館丸會計方・宮崎市次〕）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 『諸課七重文移録 明治十年分』（簿書2294）：196件目               |
| 6  | 明10.06.16 | 函館管下渡島国乙部山中ニテ取獲ノ狼子式足中一正買上其他仮博物館へ函館丸積入回致ノ件<br>（明10.06.16. 同上ノ義ニ付申進〔函館書記官⇒東京書記官〕）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 『北海道諸物品往復書及諸省県通信書類 明治七・八・九・十年』（簿書2380）：73件目 |
| 7  | 明10.06.16 | 桧山郡乙部村山中ニ於テ取獲ノ狼子東京へ送致ノ件<br>（明10.06.16. 同上ノ義ニ付申進〔函館書記官⇒東京書記官〕）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 『東京上局文移録 明治十年自第一月至第十二月』（簿書2247）：89件目        |
| 8  | 明10.06.18 | 東京へ差送ノ狼子ノ付添トシテ宮村市太郎差立方ノ件<br>①明10.06.18. 同上ノ義ニ付伺〔民事課勸業係⇒上局〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 『取裁録 明治十年自第五月至第六月』（簿書2259）：175件目            |
| 9  | 明10.06.18 | 東京へ差送ル狼子飼方函館丸會計方へ可達ノ件<br>（明10.06.18. 同上ノ義ニ付伺〔何之趣難聞届〕〔民事課勸業課⇒上局〕）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 『取裁録 明治十年』（簿書2154）：32件目                     |
| 10 | 明10.07.11 | 東京江差送狼二頭買上経費取調方ノ件<br>①明10.07.11. 同上ノ義ニ付申越〔函館會計課⇒江差分署〕<br>②明10.07.29. 同上ノ義ニ付回答申越〔江差分署⇒會計課〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 『江差分署往復書』（簿書2256）：52件目                      |
| 11 | 明10.10.17 | 開拓使庁中仮博物館ニテ飼置ノ牝狼俄ニ煩悶苦痛ニ付外国医員受診方取計有之度件<br>明10.10.17. 同上ノ義ニ付依頼〔開拓使勸業課⇒勸業局内藤新宿試験場〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 『北海道諸物品往復書及諸省県通信書類 明治七・八・九・十年』（簿書2380）：84件目 |
| 12 | 明10.10.18 | 開拓使仮博物館ニテ飼置ノ豺危篤ニ付斃死ノ際ハ外人ニ托シ解剖致度件<br>明10.10.18. 同上ノ義ニ付何レノ場所へ差回致可然哉途中護送予防方法等モ示諭方依頼〔開拓使勸業課⇒勸業局内藤新宿試験場〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 『北海道諸物品往復書及諸省県通信書類 明治七・八・九・十年』（簿書2380）：86件目 |
| 13 | 明10.10.18 | 開拓使畜養牝狼急病ニ付雇獣医師診断ノ義土曜日曜以外ハ当課マデ奉付被下診察ノ件<br>①明10.10.18. 同上ノ義ニ付回答〔勸業局農學課⇒開拓使勸業課〕<br>②明--.10.19. 同上ノ義ニ付今朝ハ少シ快方ノ由ニ付奉付診察ヲ受ケテハ如何カ 此段何上〔金井⇒安田〕<br>③明--.--.19. 同上ノ返事同意ニ候 何トカ可然様談ジ救助二頼ミ込被下度願上〔安田⇒金井〕<br>④明10.10.19. 同上ノ解剖予防ノ義 解剖ハ土日ヲ除キ午前八時ヨリ午後三時マデ可致予防ハ別紙ノ通り回報〔勸業局農學課⇒開拓使勸業課〕<br>⑤明--.--.19. （別紙）同上ノ義ニ付 伝染病予防法 同死骸埋没法 消毒燻蒸法<br>⑥明--.--.19. （別紙）同上ノ義ニ付 豺獣薬用<br>⑦明10.10.22. 同上獣畜伝染予防方法ノ内消毒燻蒸法硫黄四匁硝石四匁云々ハ硝石ヲ省キ硫黄ノミテ宜敷訂正方ノ義申入〔勸業局農學課⇒開拓使勸業課〕<br>⑧明10.10.23. 勸業局農學課、開拓使勸業課、同上ノ義ニ付獣医師ハ滋養ノタメ牛肉スウプ少々ツツ為食度旨申出ニ付 可然処分有之度申進〔勸業局農學課⇒開拓使勸業課〕 | 『北海道諸物品往復書及諸省県通信書類 明治七・八・九・十年』（簿書2380）：87件目 |
| 14 | 明10.11.21 | 豺罹病診断快復セシメタル獣医ニ対シ謝礼ニ美酒贈与方ノ件<br>明10.11.21. 同上ノ義ニ付回答〔勸業局長松方正義⇒開拓使大書記官安田定則〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 『雜書類 從明治十年三月至明治十一年中』（簿書3011）：107件目          |
| 15 | 明10.12.26 | 檜山郡乙部村ニテ捕獲買上ノ狼子二頭ノ牝牡ノ別不分明ニ付報知方ノ件<br>明10.12.26. 同上ノ義ニ付依頼〔民事課勸業係⇒市木一等等〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 『各分署文移録 明治十年』（簿書2132）：305件目                 |
| 16 | 明11.01.04 | 乙部村ニ於テ捕獲ノ狼子ノ牝牡ノ区別通知方申越ノ件<br>明11.01.04. 同上ノ義ニ付回報〔江差分署⇒民事課勸業係〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 『各分署文移録 式冊ノ巻 明治十一年』（簿書2638）：6件目             |

梅木佳代／開拓使東京仮博物館で飼育されたエゾオオカミの記録

| 番号 | 年月日       | 件名／文書要旨〔差出者⇒宛名〕                                                                                                                                                               | 『史料名』（請求記号）：件番号                       |
|----|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 17 | 明11.01.15 | 駒ヶ嶽近傍二狼子有之由東京博物館へ差出度生獲方ノ件<br>明11.01.15. 同上ノ義二付申入〔函館民事課勸業係⇒十八大区戸長・菊池忠兵衛外1名〕                                                                                                    | 『各区文移録 武冊之一 明治十一年』（簿書2647）：3件目        |
| 18 | 明11.01.15 | 駒ヶ嶽近傍ヨリ狼子被生獲護送方ノ件<br>明11.01.15. 同上ノ義二付申入〔函館民事課勸業係⇒十八大区戸長・菊池忠兵衛外1名〕                                                                                                            | 『諸課文移録 第壹号 明治十一年』（簿書2802）：3件目         |
| 19 | 明11.05.10 | 駒ヶ嶽ニテ生獲ノ狼ノ子懲役場ニテ飼育方ノ件<br>①明11.05.10. 同上ノ義二付上申〔会計課検査係⇒上局〕<br>②明11.05.10. 同上ノ義二付伺〔民事課勸業係外1課2係⇒上局〕                                                                               | 『取裁録 三冊之壹 明治十一年』（簿書2650）：203件目        |
| 20 | 明11.05.11 | 山犬ノ子入用ノ有無照会ノ件<br>①明11.05.11. 同上ノ義二付照会〔電報 時任⇒東京村橋〕<br>②明11.05.13. 同上ノ義二付督促〔電報 時任⇒東京村橋〕                                                                                         | 『東京諸課文移録 四冊之貳 明治十一年』（簿書2641）：34件目     |
| 21 | 明11.05.13 | 山犬ノ子入用ノ有無申越ノ件<br>（明11.5.13. 同上ノ義二付申進〔電報 時任⇒東京村橋〕）                                                                                                                             | 『文移録 明治十一年第一月』（簿書2984）：40件目           |
| 22 | 明11.05.-- | 豺送致ノ件<br>①明11.05.--. 同上ノ義二付4頭ノ旨回答〔電文 西郷⇒時任〕<br>②明11.05.11. 同上ノ義二付伺〔電文 勸業課仮博物館⇒長官〕<br>③明11.05.11. 同上ノ義二付匹数問合〔電報 時任⇒東京村橋〕                                                       | 『文移録 明治十一年第一月』（簿書2984）：44件目           |
| 23 | 明11.05.31 | 狼児東京へ差送方及食用費支出方其外ノ件<br>明11.5.31. 同上ノ義二付伺〔民事課勸業係⇒上局〕                                                                                                                           | 『取裁録 三冊之貳 明治十一年』（簿書2651）：15件目         |
| 24 | 明11.06.08 | 亀田郡駒ヶ嶽ニ於テ生捕ノ狼送致方ノ件<br>①明11.06.08. 下記申越ノ義二付回答旁申進〔函館書記官⇒東京書記官〕<br>②明11.05.13. 同上ノ義二付申入〔電報 東京・西郷⇒函館・時任〕                                                                          | 『東京諸課文移録 四冊之貳 明治十一年』（簿書2641）：62件目     |
| 25 | 明11.06.12 | 豺児2頭東京博物館へ譲渡ノ件<br>明11.06.12. 同上ノ義二付打合〔開拓使勸業課⇒博物館〕                                                                                                                             | 『文移録 明治十一年第一月』（簿書2984）：53件目           |
| 26 | 明11.06.22 | 狼児手当方ノ件<br>明11.06.22. 同上ノ義二付伺〔勸業課仮博物館⇒書記官〕                                                                                                                                    | 『文移録 明治十一年第一月』（簿書2984）：59件目           |
| 27 | 明11.06.22 | 駒ヶ嶽ニテ捕獲ノ狼児3頭送致ノ件<br>①明11.06.22. 同上ノ義二付無事到達ノ旨回答〔東京書記官⇒函館書記官〕<br>②明11.06.08. 同上ノ義二付九重丸便回送ノ旨申進〔函館書記官⇒東京書記官〕                                                                      | 『文移録 明治十一年第一月』（簿書2984）：71件目           |
| 28 | 明11.06.27 | 函館表ヨリ九重丸便ニテ狼児到達ニ付テハ、白熊ノ檻ヲ以テ修繕ノ上狼児ノ檻ニ充テ致度件<br>明11.06.27. 標記ノ義二付許可ノ上入札ヲ致猶又何様致度伺〔勸業課仮博物館⇒長官〕                                                                                     | 『略輯旧開拓使会計書類 第九号第二百四十五冊』（簿書6970）：176件目 |
| 29 | 明11.07.-- | 狼児到着ノ義並ニ捕獲諸入費照会其外ノ件<br>①明11.07.--. 下記申越ノ義二付回答〔函館書記官⇒東京書記官〕<br>②明11.06.27. 同上ノ義二付回答旁申進〔東京書記官⇒函館書記官〕                                                                            | 『東京諸課文移録 四冊之貳 明治十一年』（簿書2641）：101件目    |
| 30 | 明11.07.08 | 九重丸便送致ノ狼児捕獲諸入費ノ件<br>（明11.07.08. 同上ノ義二付回答〔函館書記官⇒東京書記官〕）                                                                                                                        | 『文移録 明治十一年第一月』（簿書2984）：73件目           |
| 31 | 明11.08.03 | 狼児牡1頭斃死ノ件<br>明11.08.03. 同上ノ義二付上申〔勸業課仮博物館⇒長官〕                                                                                                                                  | 『文移録 明治十一年第一月』（簿書2984）：80件目           |
| 32 | 明11.09.16 | 牡豺食慾不振滋養剤投与ノ件<br>明11.09.16. 同上ノ義二付為念上申〔勸業課仮博物館⇒課長〕                                                                                                                            | 『文移録 明治十一年第一月』（簿書2984）：96件目           |
| 33 | 明--.09.16 | 北海道産豺病死解剖ノ件<br>①明--.09.16. 同上ノ義二付申上〔仮博物館⇒安田権大書記官他〕<br>②明--.09.17. 同上ノ義二付解剖持運方何〔尾崎延之助⇒仮博物館〕<br>③明--.09.17. 同上ノ義二付解剖方依頼〔開拓使勸業課⇒農学校〕<br>④明--.09.18. 同上ノ義二付死体腐敗返却ノ旨回答〔農学校⇒開拓使勸業課〕 | 『文移録 明治十一年第一月』（簿書2984）：98件目           |
| 34 | 明11.12.17 | 畜養ノ豺、盛長ニ付置場新ニ取付ノ件<br>①明11.12.17. 同上ノ義二付伺〔勸業課仮博物館係⇒三等出仕書記官〕<br>②明--.--.--. 寝小屋、図面2葉〔勸業課仮博物館係⇒三等出仕書記官〕                                                                          | 『文移録 明治十二年一月』（簿書3736）：14件目            |

| 番号 | 年月日       | 件名／文書要旨〔差出者⇒宛名〕                                                                                                                                         | 『史料名』（請求記号）：件番号                      |
|----|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 35 | 明12.03.01 | 仮博物場畜養ノ狼園所へ煉壁、日除ケ取付修繕ノ件<br>①明12.03.01. 標記ノ義ニ付入用凡ソ積リ取調ノ上入札達方等伺〔会計課⇒三等出仕〕<br>②明12.02.17. 標記ノ義伺〔勤業課仮博物場係⇒三等出仕〕<br>③明12.03.12. 標記ノ義ニ付入札済セニ付入用金出方伺〔会計課⇒三等出仕〕 | 『路糧旧開拓使会計書類 第九号第二百四十六冊』（簿書6971）：27件目 |
| 36 | 明12.03.25 | 畜養ノ牝豺乳房ノ有無取調ノ件<br>①明12.03.25. 同上ノ義ニ付四個確認の旨上申〔勤業課仮博物場係⇒長官〕<br>②明一、一、一、同上絵図                                                                               | 『文移録 明治十二年一月』（簿書3736）：28件目           |
| 37 | 明12.04.22 | 仮博物場狼園所裏小屋上其他出来ニ付入用金支出方ノ件<br>明12.04.12. 標記ノ義伺〔会計課⇒三等出仕〕                                                                                                 | 『路糧旧開拓使会計書類 第九号第二百四十六冊』（簿書6971）：66件目 |
| 38 | 明12.07.20 | 園中畜養ノ狼罹病重態ノ件<br>①明12.07.20. 同上ノ義ニ付20日朝斃死ノ旨上申〔勤業課仮博物場係⇒書記官〕<br>②明12.07.19. 同上ノ義ニ付斃死ノ場合ニ付伺〔勤業課仮博物場係⇒書記官〕                                                  | 『文移録 明治十二年一月』（簿書3736）：91件目           |

#### 【凡例】

- ・本一覧は、各文書の時系列に従い、1件ごとの年月日昇順で史料を登録した。
- ・資料名、請求番号、年月日、件名は北海道立文書館・資料検索システムの登録情報に従った。他方、文書要旨、差出者、宛名は北海道立文書館「北海道所蔵簿書件名目録」(発行：北海道総務部行政資料課、札幌)シリーズの記載に従った。
- ・文書要旨のうち、他史料と重複する場合は、年月日を確認し発号となる側を( )でくくった。
- ・細目に2件以上の文書を含む場合、①、②…と数字を見出しとし、本文中で参照する際は(史料1-①)のように記入した。

### 4-1. 開拓使による北海道産オオカミの飼育記録

1875年8月、北海道物産縦観所事務取調掛は、縦観所の開設にあたり、整列（陳列）のためにリストにまとめた「鳥獣」を送るよう札幌物産局へ要請した<sup>3</sup>。このリスト中に「狼 壹疋」の記載がみられるが、付記して「禽獣薬込トシ製造」とあり、生体を収集する意図はうかがえない。

#### 1877年：砂原村で飼育されていたオオカミ

開拓使がオオカミの飼育を試みたきっかけのひとつは、1877年に砂原村（現森町）の住民が幼獣を「畜養」しているようだとの情報を得たことにあったと考える。4月14日、函館支庁は第十八大区<sup>4</sup>戸長へ宛てた文書で、砂原村に「狼児」を飼養する人物が実際に存在するか照会を行った。ここでは「畜養」されているというオオカミについて「官ニ於テ入用ノ節有之相当ノ代価ヲ以テ御買上ケ相成度候条御取調之上相達無之候ハハ本人へ申渡置至急回答」（史料1-①）することを求めており、幼獣の飼育が事実ならば、それを積極的に買い上げる意向があったことが読み取れる。ただし、4月17日付の回答書（史料1-②）には、たしかに砂原村では「当春中」1頭のオオカミが飼育されていたが最近になって死亡した旨が記されており、4月時点での幼獣入手は果たされなかった。

明治期の道南地域で民間人によるオオカミの飼育があったことはこれまで知られていない。この砂原村の住民がどのような目的で「狼児」を飼育していたのかは言及されていないが、翌1878年には、おそらくこのときの状況を指して「砂原村ニ於テハ家畜致居候者モ有之」（史料17、18）とした文書が確認できる。「家畜」という文言から、個人的な飼育だったのではないかと考える。

また、この場合の飼育期間はごく短いものだったと推察する。道内の公立動物園で飼育される海外産オオカミでは、出産記録がおおよそ3月下旬から5月上旬に集中する（梅木 2023：91）。この情報に鑑みて、「当春中」に飼育されていた「狼児」が、実際にオオカミの幼獣であり4月中旬前後の時点で死亡したとすれば、人の手元に飼いつ置かれていた期間は長くても1カ月ほどだっただろう。

この段階では、函館支庁がオオカミの幼獣を求めた理由は不明だが、この後も継続してオオカミ生体の獲得を目指した様子があり、次項で述べるとおり6月までに2頭の幼獣の確保に成功している。

### 1877年：乙部村で捕獲された2頭のオオカミ

1877年5月中に乙部村（現乙部町）山中でオオカミの幼獣2頭（#2、#3）が捕獲された。函館支庁はこれを買上げ、東京仮博物館へ出品するため、6月に開拓使附属船「函館丸」で東京へ移送した（史料4～7）。これらの幼獣の入手経緯については「渡島国桧山郡乙部村山中於テ取獲相成候狼子式疋内壹疋ハ疾ヨリ市来政胤飼置残壹疋ハ今回買上ケ」（史料4-①）と言及があり、個人が飼育していた個体（#2）を確保した上で、さらに2頭目（#3）が買上げられたことがわかる。この2頭は5月初旬生まれとされ（史料4-③）、さらに、いずれもオスであったことが後に明記されている（史料16）。また、移送に際し、食餌として「生魚」を与えていたことが函館支庁から東京出張所へ伝えられていることから、東京でも魚が給餌されていた可能性がある。

函館支庁が収集から移送まで主体的に取り組んだためか、2頭のオオカミは丁寧な扱いを受けていた。オオカミの移送を請け負った函館丸の会計方へ、函館支庁民事課が「船中飼方ヨリ出張所へ届方マテ諸事懇切ニ御取扱相成度」（史料2, 3, 5）と要請し、さらには「飼方担当ノ付添人」（史料8, 9）が必要だとする市来政胤の申し入れを受けて飼育担当者を付けるべきかが検討された様子もある。

最終的に付添人の同行は却下されているが、このとき「飼立多分手慣之由」として推薦されたのは、江差在住の宮村市太郎という鹿児島出身の人物だった。飼育動物の移送にあたり付添人が必要であるとする指摘は、1872年3月に湯島聖堂で開催された文部省博覧会において展示された北海道産ヒグマと、その「畜養人」として雇用されたという石狩アイヌのシャンケ（志村弥十郎）（木下2008：221）の先例を彷彿とさせるが、このときオオカミの飼方担当として推挙されたのが和人であり、結果的に同行の必要はないと判断されている点是对照的といえる。

船便で東京へ送られた後の#2、#3について、実際の飼育状況などに言及した記録は見い出せず、この2頭の行方を追うことはできていないが、一方で、1877年の東京仮博物館には1頭の「牝狼」（#4）がいた記録がある。#4は、1877年10月17日、「当使庁地中仮博物館ニテ飼立置候牝狼一頭俄ニ煩悶苦痛ノ容体今ニ難止若流行ノ感染病ニハ無之哉懸念ニ付其場御雇外国医員ノ診断ヲ乞受度」（史料11）として、感染症（コレラ）罹患疑いのオオカミに対し獣医師の診断を要請する文書の中にはじめて登場する。本稿で対象とする史料のうち、#4に言及があるのは、感染症の蔓延を防ぐ観点からの治療や死骸の取り扱いなどの対応を検討した文書（史料11, 12, 13-①）と回復の過程を報告する文書（史料13-②～⑧, 14）がすべてであり、個体の産地をはじめ、どのような経緯で飼育に至ったのかなど周辺情報にはまったく言及されていない。そのため、#4の来歴や発症前後の様子は不明である。

1877年12月26日、乙部村で#2を飼育していた市来政胤に対し、函館支庁は「本年六月中桧山郡乙部村ニ於テ捕獲ノ狼子二頭御買上東京へ差回育之処右ハ牝牡之別不分明ニ付差支候廉有之候間右區別御取調至急御報示相成度」（史料15）と照会を行っている。この前後に#2、#3をめぐる何らかの動きがあったと推察される。これに対し、1878年1月4日に江差分署経由で2頭ともオスである旨の回答（史料16）が返され、現存する記録の上ではここではじめて#2、#3の性別が明らかになる。

上記の経緯をみると、東京仮博物館は飼育個体の性別を断定できていなかった可能性がある。現代であれば、オオカミとイエイヌ（*Canis lupus familiaris*あるいは*Canis familiaris*）は野生種一家畜種の関係にあり（ミクロシ2014：77）、一般的な家庭犬の雌雄を見分ける場合と同様に、外部生殖器か

ら性別を判別できることが知られている。獣医師が#4 の診察を行っていた東京仮博物場の環境を考えると腑に落ちない面もあるが、#2、#3 が同性であり、比較により判別することができない状況下では、産地である北海道に照会し確認をとる必要性が意識されたのではないかと考える。

12 月時点で 2 頭の性別を判別できていなかったとすれば、これ以前に言及された#4 の性別も確実視できないことになるだろう。明確に言及した記録を確認できない以上、当時の状況を断定することはできないが、北海道から送られた 2 頭のオオカミ（#2、#3）の性別が東京仮博物場での飼育に際して取り違えられた結果、記録上は「牝狼」と明記される#4 と、いずれもオスだったとされる#2、#3 のいずれかが同一個体である可能性が残ることは指摘しておきたい。

先に送られた 2 頭のオオカミの性別が明らかになった後、ほとんど間を置かず、函館支庁は 1 月 15 日付で第十八第区の戸長と総代に向け「牝狼子二頭程」の「生獲」を依頼した。

其区内駒ヶ嶽近傍ニ狼子有之既ニ砂原村ニ於テハ家畜致居候者モ有之哉之由ニ付テハ今度東京博物場ニ差出スベキ筈ニ付牝狼子二頭程生獲方其筋之者ヘ申付取得候上ハ速ニ被差回度 尤右獵獲及途中護送ニ付タル至当之入費ハ総テ官費ニテ下渡スベキニ付篤ク御心得之上可成至急生獲相成候様可致取計（史料 17 および史料 18）

ここでは、駒ヶ岳周辺に「狼子」が存在することを示し、その捕獲や輸送にかかる費用はすべて官費で賄うとしたうえで「速ニ被差回度」と求めている。しかし、オオカミの繁殖期は、おおむね冬から春にかけてであり、1 月の北海道で幼獣を入手することは困難である。雌雄の判別ができていなかった様子があることとあわせて、当時はオオカミの生態に関する基本的な情報がほとんど知られていなかったことをうかがわせる記録といえる。

この「牝狼子二頭程」の「生獲」を求める指示は、先んじて送られたオス 2 頭に対し、同数のメス個体の確保を意図していたものと考えられる。雌雄を取り揃えようとしたのは、繁殖<sup>5</sup>を試みる意図があったののだろうかとも思わせるが、最終的に剥製ないし毛皮として標本化することを念頭に置いていた可能性もある。

地質学者として知られるブラウンスが日本列島内のオオカミについて報じた 1881 年の雑誌記事に下記の記述がある。

These animals are very rare now in the main-island, but are less rare in Yezo. The Hokkaidō Museum at Tōkiyō therefore, has not only good stuffed specimens of the *Canis hodophylax*, but also a small collection of good skins of the species, differently coloured-yellowish, brownish or whitish grey. There can be no doubt now, as to the existence of only one kind of wolf in Japan（Brauns 1881 : 67）

ブラウンスの日本滞在期間は 1879 年から 1881 年 12 月にかけてであり、ここで言及される“Hokkaidō Museum at Tōkiyō”は東京仮博物場を指すと考えられる。また、剥製を“*Canis hodophylax*”（引用者注：現在のニホンオオカミ）のものとしているが、ブラウンスは北海道と本州のオオカミを同一集団ととらえていたためにこの学名を用いたと考えられ、第 2 章で述べた東京仮博物場の性格に鑑みて、実際には北海道産個体のものだったとみなすのが妥当だろう。

雌雄 2 頭ずつ、計 4 頭ものオオカミを確保しようとしていた開拓使の動向は、1881 年頃に存在したというこのオオカミの剥製標本や小規模な毛皮の「コレクション」とつながりを持つと推察する。

黄灰色、茶灰色、白灰色といった異なる色味の毛皮が展示されていたとする記述から、オオカミの外見上の多様性が意識されていたことがうかがえる。複数頭のオオカミの収集が目指されていたのは、性別による差異を含め、その変異の幅の実際を明らかにする必要性が意識された結果だったのではないだろうか。

### 1878年：駒ヶ岳山麓（軍川村付近）で捕獲された7頭のオオカミ

1878年1月に函館支庁が要請した「狼子」の生獲は、同年5月になって駒ヶ岳山麓で捕獲された幼獣7頭が届出られたことにより果たされた。前掲した史料17、18でも「狼子」がいる、つまり繁殖がみられる土地とする認識がうかがえるが、同時期の駒ヶ岳周辺はオオカミが多く生息する土地として知られていた様子がある。

この年、軍川村（現七飯町）周辺では4月上旬から「悪獣」の出没があり、牧馬への被害も確認されたため、猟師を雇用して付近のオオカミやヒグマの駆除を実施していた。5月9日に駒ヶ岳山麓でオオカミの巣穴が発見され、中にいる幼獣を罠に用いた待ち伏せにより「親」とされる成獣1頭が撃ち取られた。その巣穴から獲得された幼獣7頭が函館支庁にもたらされたという（史料29）。一度に7頭ものオオカミの幼獣が捕獲されたのは当時でも珍しかったのか、『函館新聞』が翌11日には経緯を述べた記事を掲載している。

この幼獣の届出そのものは、1月時点の要請を受けたものと考えられるが、当時の文書をみると混沌とした状況だった様子がある。届出があった5月10日時点では、函館支庁の民事課勸業係および会計課検査係から、オオカミは「容易ニ捕獲シカタク」動物であるため、銃殺された1頭は剥製とするが、幼獣7頭は「懲役場ニ於テ飼畜置他日狼狽ノ節其共ヲ誘引スベキヲトリニ供スヘキ見込ニ付当分博物館へ陳列相成候様致度」として、後々罠猟に用いることを想定して飼置き、その間は「博物館」<sup>6</sup>での展示に供することを提案した文書（史料19-①）が確認できる。ただし、同じ会計課検査係から、剥製があるならば生体の飼育は不要であり、脱走して人身被害を引き起こすことがないように速やかに撲殺すべきとした意見も提示されている（史料19-②）。この段階では、函館支庁はオオカミを東京へ移送して飼育することを想定していないようにも見受けられる。

翌5月11日、函館支庁は「山犬ノ子」7頭を生け捕りにしたが東京仮博物館へ送る必要があるか照会する電報を東京出張所へ打ち、本日中に回答するよう要請した（史料20-①）。しかし、速やかな返信はなく、13日に改めて督促を送ってようやく「牝牡四頭」を送るようにと回答を得ている（史料20-②、21、22）。

東京からの回答を受け、函館支庁では7頭の幼獣のうちオス1頭（#5）を撲殺して剥製とし、残った6頭を「予備」も含めて飼置きとした（史料23）。だが、東京へ移送するための船便がなかなか確保できずに6月中旬まで函館支庁での飼育が続き、この間に6頭のうちの3頭（#6・#7・#8）が死亡した（史料24）。結果として、最後まで生き残った3頭（#9・#10・#11）が6月12日に三菱会社の汽船「九重丸」便第445号で東京へ運ばれた（史料25、27）。

函館支庁での1カ月にわたる飼育期間中、オオカミの飼養費が問題となっていた様子がある。初期には「食用ハ撲殺野犬ノ類ヲ用候事ニ付格別御出方ニモ不関儀ト被考候」（史料19-①）とし、費用面での問題はないとされていた。しかし、5月31日には、想定していた野犬の捕殺がなく、肉が手に入らないため「其欠乏ヲ補フニ魚類ノ肉ヲ用ヒル見込」（史料23）であると述べるとともに、6頭分の食費は「無論」東京側が負担するのだろうと改めて上局へ確認している。

函館支庁がオオカミの飼育に要した費用は、のちに東京出張所へ請求された。捕獲に従事した猟師たちへの日給合計 64 円超のほか「狼児ノ飼料費」84 銭 4 厘、輸送用と思われる「箱壱箱」66 銭 5 厘、「函館ヨリ東京迄ノ運賃」3 円が計上されている（史料 29-①、30）。

東京仮博物場では、到着した 3 頭の飼育用に、もとは「白熊」用に使っていた檻をあて（史料 28）、オオカミの食餌内容を「手当」の一環として検討した。幼獣 3 頭の移送に際し、函館支庁から「食物ハ肉類或ハ生魚等」とする申し送りもあったが（史料 24）、東京仮博物場では独自に「種々相試候処鯉ハ格別相好不申候牛肉ハ可也相嗜ミ其中粉乳ヲ微温湯ニ調和タルモノ尤相嗜」（史料 26）ことを確認している。

東京仮博物場で飼育された 3 頭のうち、#9 は到着時から「衰弱ノ質」だったとされ、「保養」のため手が尽くされたが、8 月 2 日午後 3 時に死亡した（史料 31）。また、このときは「至極健康」だったという #10 も、9 月 15 日に餌を食べなくなり、駆虫剤、滋養剤などが与えられたが、同日午後 3 時 30 分に死亡した（史料 32、33-①）。

唯一生き残った #11 は、その後も順調に成長し、ともなって新たな「置場」が設けられている。1878 年 12 月に提案があり（史料 34-①）、翌年 3 月に完成（史料 35、37）したというこの「狼囲（狼小屋とも）」は、煉壁に取り付けた囲いの中にオオカミの「寝小屋」を配置する形のものだった。取り付けに際して製作された図面が残っており、実際のオオカミの体格に合わせて作られただろう寝小屋の大きさがおよそ 91cm（前尺三尺）×121cm（長サ四尺）×91cm（高サ三尺）だったことが確認できる（図 4：史料 34-②）。

さらに #11 について、1879 年 3 月に「指令」により「乳房ノ有無」が検証され、その報告にともなうスケッチが残されていた（図 5：史料 36-②）。この図や報告文をみるかぎり、仰向けにして腹部を「頻リニ搜索」（史料 36-①）することが可能であり、直接触れ合えるほど人慣れしていたと考えられる。

#11 は、1879 年 7 月に体調を崩し、死亡した。獣医師による診察や投薬も受けていた様子があるが、「昨今ノ炎熱ニテ日増衰弱之容体ニテ即今食気更ニ無之」と記され、7 月 17 日の段階で「已ニ

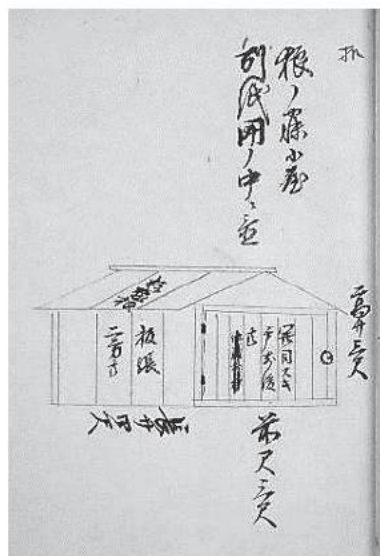


図4 「狼ノ寝小屋」(史料 34-②)

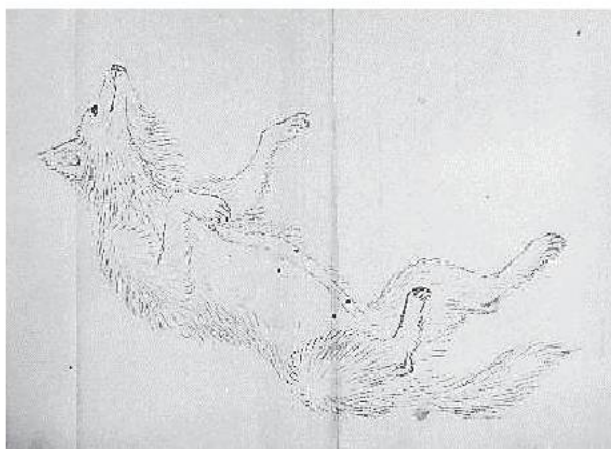


図5 「狼乳房位置の図」(史料 36-②)

臭気モ有之」「伝疫予防之際若シ相斃候節ハ即刻取方付候」と言及されている（史料 38-②）。3 日後の 7 月 20 日に #11 の死亡が報告され（史料 38-①）、あらかじめ想定されていたとおり伝染病予防の観点から死骸は即刻処分されたようである。

#11 の飼育期間は、1878 年 5 月から 1879 年 3 月まで、およそ 1 年 2 カ月に及んだが、平均的な性成熟が 2 歳前後（桑原 2014 : 23）とされるオオカミの一般的な生態に照らすと、生存期間としてはごく短いものだった。しかしながら、1877 年に飼育された #2、#3、#4 の 3 頭は、1878 年 6 月に #9、#10、#11 が到着した時点ですでに存在していなかったことから、おそらく 1 年以内に死亡ないし外部に渡ったと考えられ、結果として日本における本亜種の飼育事例では、#11 の飼育期間が最長記録となる。

### 1875 年：写生図に描かれた「北海道産豺」

ここまでの結果と考察内容をふまえて、改めて #1 について確認する。#1 が 1875 年に飼育されていたとする情報は、この個体を描いた写生図中の説明のみにみられ、実際は別の時期に飼育された個体だった可能性が指摘されてきた。これまでは「旧開拓使庁」によるオオカミの飼育状況が把握されていなかったために写生図の内容を分析することは困難だったが、本稿では、確認できた情報をもとに検討を試みたい。

まず、写生図の描き手である沼田荷舟（正之）について、先行研究によると 1876 年 8 月に開拓使に雇用されて東京出張所での写生事業に携わった画工であり、1879 年には札幌本庁への転任を命じられたものの、渡道せずに同年 7 月に辞職したという（三浦 2006 : 86）。あわせて「開拓使に雇われて北海道内に在勤した事実は見いだせない」（三浦 2006 : 87）とする指摘もあり、一定の期間を置いて作成されたと思われる 2 枚の写生図が北海道側の飼育個体を描いたものである可能性は低く、東京仮博物場で飼育された個体に対象を絞ることができる。

写生図中の説明では、1 枚は「生存ノ中」、もう一枚は「死亡ノ後」を描いた図であり、「其支体及体毛ノ模様、生死ニ因テ大ニ異ナル所アル」点に着目している。この説明について平岩（1981）は「死亡によって毛色などがすぐに変わってしまうことはないから、これは画家の思い過ごしである」（平岩 1981 : 242）と断じているが、なぜ異なる容姿で描かれたのかは論じていない。

2 枚の写生図（図 1）を比較すると、「生存ノ中」の図は毛足が短く、全体に毛色が濃いのに対し、「死亡ノ後」の描写では、毛足が長くなるとともに、頬部から首の白色が目立つ。オオカミは冬毛と夏毛で外見が異なり、短毛に見える夏毛のほうが一般に毛色が淡く、また模様があいまいになり、比べると、冬毛のほうが毛色・模様ともに濃くなる。そのため、この写生図にみられる毛色の描写は、夏毛から冬毛への変化ではなく、幼獣の濃色の産毛がはじめて冬毛に生え換わる当歳個体の成長過程を描き取ったものと推測する（図 6）。通常の成長過程でみられるこの換毛を「生死」による特異なものと理解したとすれば、描かれたのは、より早い段階で飼育された個体（#2、#3、#4）だった可能性が考えられる。前年中に飼育された個体の観察を経ているれば、毛色や模様の変化が生死によるものではないと気づき得たのではないだろうか。

ただ、写生図の実物を確認できないことから、看取できていない要素が存在する可能性もある。#11 が生きながら臭気を発するという尋常ではない状態で死亡した経緯はもとより、東京仮博物場で飼育された個体はいずれも若くして病死したと考えられる状況をふまえると、沼田が「生死ニ因テ大ニ異ナル所アル」と言及した変化が何を指しているのか確証を持ててわけではない。1877 年、1878 年と飼育を重ねる中でオオカミの生態に関わる知見が蓄積されただろうと考えれば、より早い 1877

年時点の観察経験を反映して作成、記述された史料であると考えるのが妥当なように思われるが、議論の余地は多々残されている。



図6 成長にともなうオオカミの外見変化

(*C. l. lycaon*の同一個体。左図は拡大。札幌市円山動物園にて筆者撮影)

#### 4-2. 飼育記録からみる人とオオカミの関わり：オオカミはなぜ東京仮博物館で飼育されたのか

本稿で検討対象とした史料の中には、東京仮博物館ないし開拓使がなぜオオカミの飼育に取り組んでいたのか、具体的な理由や目的へ言及したものはみられなかった。東京仮博物館がオオカミを北海道の特徴的な動物とみなして収集していたことを疑う余地はない。しかし、第2章でも述べたように、開拓・勸業政策の一環として東京に設置された施設が「有害獣」であるオオカミを飼育し展示することは、本来期待される機能や役割と合致していないように思われる。

たとえば、1876年1月10日の『読売新聞』に「陸中国へは近ごろ狼が大そうに出て牛や馬を喰ひ殺すゆえ狼を打ちとめたものへは御褒美を下さるといふので百姓どもが銘々打殺す用意をいたし最早三四疋も殺したといふ」と狼害の状況を報じた記事<sup>8</sup>がみられ、これを受けて同年3月17日に下記の投書が掲載されている。

陸中国では狼が大層出て牛や馬を喰ひ殺すゆえ打留めたものへは御褒美を下さるといふので百姓達が出て三四疋殺たといふ事が貴社の二百八十八号に見えましたが是は真のことでござります 隣県はしらず岩手の管内計りでも数十疋打殺したと聞きました 中には手捕りにしたのもあり多くは穿（引用者注：おとしあな）を拵へて馬の肉を置き狼が食付て引と機械がはじけて穴へ落し込で圧殺す工夫で捕たのでござります 就ては去年の冬からは子馬を喰はれることもなく一同に悦んで居ります そこで私が一寸申て置たい事があります 狼が沢山に居るのも国柄だろう杯と悪口を仰しやるお方もあるそうだがナンボ狼が多い国だとして人の心まで狼ではありませんよ（後略）<sup>9</sup>

「狼が沢山に居るのも国柄だろう杯と悪口を仰しやるお方もある」とする言及には、オオカミが生息する地域に向けられていた当時の一般的な認識が端的に表われている。Brauns (1881) が述べるように、当時、本州以南ではすでにニホンオオカミが姿を消しつつあり、その存在を目にすることができるのはごく限られた地域となっていた。北海道も多々「北海道の移住地と云へば定めて熊狼の巢で

もある所ならんと皆々心を最と心細く思ひ居り」<sup>10</sup>などと表現され、オオカミのような「猛獣」がいまだに跋扈する土地であるという心象が、移住促進を図る上で大きな妨げとなっていた様子がうかがえる。

東京仮博物館が生きたオオカミを入手し、あえて東京で飼育・展示を試みるにあたり、こうした認識が存在することを意識しなかったとは考えがたい。それでいながら2年連続での生体の入手、飼育に取り組んだのは、北海道がオオカミの「巢」であり、幼獣の調達すら容易にかなうような土地であるとする心象に裏付けを与える以上の利点や必要性が存在した可能性がある。本稿ではこの点について、現存する剥製から検討を試みたい。

図7は、北海道大学植物園が所蔵するエゾオオカミの剥製標本4体中、冬毛個体(芳賀 1958:109)のうちの1体である。大正期の写真で存在を確認でき(八田 1913)、東京仮博物館で飼育したオオカミを死後剥製にしたものと考えられている(山田 2002:85)。

この剥製は、オオカミの剥製に典型的な、口を開けて牙をみせる表情に整形されていない。このような形の剥製は、明治期の日本国内で作成され、現存している在来オオカミの剥製では、おそらく唯一の事例と考えられる<sup>11</sup>。また、かなり小柄であることとあわせて、脅威とを感じる要素がほとんど見受けられない。北海道開拓記念館(現北海道博物館)の特別展で展示された際には、オオカミであることを信じない来館者もみられたという(山田 2002:92)。

一般への知識や情報の普及を目的に製作されたと考えられるこの剥製は、北海道に生息するオオカミが一般に想像されるほど危険な存在ではなく、種々の事業や生活に際して大きな障害となるわけではないと示す意図があったのではないだろうか。現代、動物園でオオカミを目にした人々が多々「イヌにみえる」と口にするように、人が想像するオオカミと実際の生体の間にはギャップがある。生体を飼育する、あるいは通常の容姿に即した剥製を展示することで、当時の錦絵新聞に描かれたような血に飢えた「猛悪獣」としての「狼」のイメージを打ち消し、北海道で実際に遭遇した、あるいは家畜被害を受けたとしても、充分に対応可能な存在であると示すことは、開拓・勸業政策のうえでも有効なように思われる。

北海道にオオカミやヒグマが生息していること、また、それらの「猛獣」がもたらす家畜被害については、本州以南でも新聞等を通じてたびたび報じられていた。開拓使にとって、さらなる移住促進を図るためには、北海道側で狩猟・駆除政策による「有害獣」の駆逐を進めつつ、そうした存在が人の手に負えないほど強大な脅威ではないことを本州以南の人々に広く知らしめる必要もあったと考える。本稿の段階では、東京仮博物館がどのような意図をもってオオカミを飼育・展示していたのか、またオオカミに関する展示の実態に明確に言及した文献を見つけられなかったため推察の域を出ないが、今後はヒグマや中型・小型哺乳類などの飼育事例との比較を通じて、より実証的に議論を重ねていく必要がある。

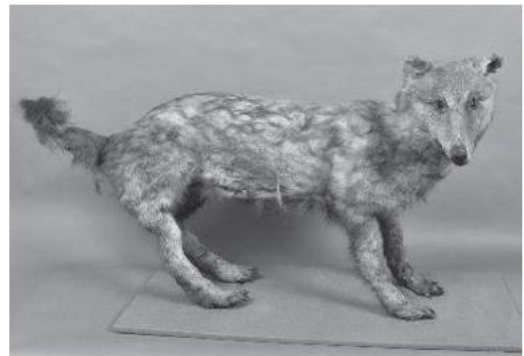


図7 エゾオオカミ剥製(提供:北海道大学植物園)

## 5. おわりに：結論と今後の課題

本稿は、北海道における人とオオカミの関わりについて、「飼育」という側面から検討することを試みた。開拓使の博物館事業の一環として行われたオオカミの飼育事例を対象とし、関連史料の整理と読解に取り組むことで、1877年から1879年にかけてみられた北海道産オオカミの幼獣の収集から東京仮博物場での飼育にいたる全体の経緯を確認した。

過去の北海道における人とオオカミの関係性は、いまだほとんど明らかになっていない。本稿では人間活動のひとつである「飼育」を主軸として過去の状況の一端を解明することを目指したが、当時の人々が捕獲したオオカミを生きながらえさせるために食餌を工夫するなど手を尽くしていたことがうかがえる一方で、たとえ飼育下の幼獣であろうと人命に危害を加えうる危険な存在とみなし、撲殺により排除しようとする容赦のない側面もあらわれた。今後もさまざまな視角から検討を進め、人とオオカミの間に築かれていた複雑な関係性を明らかにしていく必要がある。

本稿では東京仮博物場で飼育された北海道産オオカミの事例を扱ったが、これは1888年7月に東京教育博物館で飼育が開始された（小宮 2010：37）ニホンオオカミに先行する飼育事例であり、エゾオオカミは、国内の博物館施設で最初に飼育・展示されたオオカミ類だったと考えられる。従来、北海道のエゾオオカミと本州以南のニホンオオカミをめぐる研究は別個に進められてきたが、明治期の東京ではそれぞれのオオカミがごく近い時期と距離で飼育されていたことになる。この実際の状況や、当時の人々が各オオカミをどのようにとらえていたのかを検討するために関連史料の集約につとめ、広い視野で議論に取り組みたい。

## 謝辞

本研究は、科学研究費助成事業・研究活動スタート支援「北海道における絶滅以前のエゾオオカミと人の関係性の再検討」（20K22006）および若手研究「日本の動物園におけるオオカミ飼育史の検討」（23K12316）の助成を受けて取り組む研究成果の一部です。

本稿の執筆にあたり、国立国会図書館東京本館、函館市中央図書館、北海道大学植物園、北海道大学附属図書館、北海道立図書館、北海道立文書館にお世話になりました。また、本稿の投稿に際し、匿名の査読者の方々からの確なご指摘とご助言を賜りました。ここに記して深く感謝申し上げます。

本稿の内容は2023年9月に開催された日本哺乳類学会2023年度大会のポスター発表「P143 明治時代に東京仮博物場で飼育されたエゾオオカミ」の報告内容をふまえ、さらに北海道の状況を追加して全体をまとめなおしたものです。

## 注

- 1 「北海道立文書館 資料検索」システム <https://www.bunsho.pref.hokkaido.lg.jp/monjokan/BndSch>
- 2 新聞記事調査に使用したオンラインデータベースは、朝日新聞社「朝日新聞クロスサーチ」<https://xsearch.asahi.com/>（2023年11月15日確認）、読売新聞社「ヨミダス歴史館」<https://database.yomiuri.co.jp/about/rekishikan/>（2023年11月15日確認）。いずれも北海道大学附属図書館のリモートアクセスサービスにより閲覧。
- 3 1875年8月8日「開拓使出張所構内へ北海道物産縦観所設置二付整列ノタメ禽獣其外獲採差回数件」『北海道所物品往復書及諸県省通信書類』（北海道立文書館所蔵。簿書2380：2件目）
- 4 1876年9月8日から実施された「北海道大小区画」中の区画。第十八大区は茅部郡一小区（小安・戸井・尻岸内・榎法華）・二小区（尾札郡・白尻・熊泊・鹿部・砂原・掛瀬）・三小区（森・尾白内・蛭谷・石倉・落部・宿野辺）が該当する（森町 1980：119）
- 5 東京仮博物場では1879年2月6日にヒグマが繁殖している。「芝山内の開拓使の博物場に飼つて有る熊が昨日子を産んだといふ」（『読売新聞』1879年2月7日）
- 6 函館仮博物場の完成は1879年5月であり（関ほか 1990：121）、この時点ではまだ建設中だが、姫野（1978：2）は1878年7月に変わった魚を「博物館へ出品」した人について報じた新聞記事を紹介し、「開館前の博

物館」へ「資料を寄贈する気運の起こりつつあった」様子があると述べている。オオカミの場合もこれと同様の状況だったのではないかと推察される。

- 7 1876 年 1 月「章程改定ニヨリ当縦覧所ハ以来博物館ト改称方ノ件」『文移録 明治八・九年』（北海道立文書館所蔵。簿書 1927：14 件目）
- 8 『読売新聞』1876 年 1 月 10 日。
- 9 『読売新聞』1876 年 3 月 17 日。
- 10 『函館新聞』1885 年 6 月 17 日。
- 11 エゾオオカミの剥製 4 体中、冬毛のものは 2 体あるとされるが（芳賀 1958：112）、現在非公開となっている 1 体については外見等を直接確認できていない。また、ニホンオオカミの剥製 3 体のうち国立科学博物館が所蔵する剥製は、改作前の状態の写真（齋藤 1938：2 など）が不鮮明であり、口を開いていることは確かだが、牙をみせているかは判然としない。

## 引用文献

Brauns, D. A.

1881 On *Canis hodophylax* Temminck and Schlegel, or Japanese wolf. *The Chrysanthemum* 1(1): 65-67.

芳賀良一

1958 「博物館の動物標本」『北大季刊』15: 109-114.

八田三郎

1913 「北海道の狼」『動物學雑誌』291: n.page.

姫野英夫

1978 「市立函館博物館沿革史（その 9）」『SARANIP』16: 62-63.

平岩米吉

1981 『狼—その生態と歴史』池田書店、東京。

北海道編

1969 『新北海道史：第七巻史料一』北海道、北海道。

犬飼哲夫

1933 「北海道産狼とその滅亡経路」『植物及動物』1(8): 11-18.

梶光一

2023 『ワイルドライフマネジメント』東京大学出版会、東京。

環境省

2023 「生物多様性国家戦略」<https://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2b/chpt1.pdf> (2023 年 11 月 15 日確認)。

木下直之

2008 「動物園に行こう」松永澄夫（編）『環境：文化と政策』東信堂、東京、205-226.

小宮輝之

2010 『物語 上野動物園』中央公論社、東京。

桑原康生

2014 『オオカミの謎』誠文堂新光社、東京。

丸山雄生

2010 「ジャンボ・ドメスティケーション」『アメリカ研究』44: 119-139.

ミクロシ, アダム

2014 藪田慎司（監訳）『イヌの動物行動学』東海大学出版部、秦野。

三浦泰之

2006 「開拓使に雇われた『画工』に関する基礎的研究」『北海道開拓記念館研究紀要』34: 81-112.

森町編

1980 『森町史』森町、森町。

森山緑

2017 「剥製美術」『慶應義塾大学アートセンター年報／研究紀要』24: 150-160.

中村一恵

2005 「江戸中期・諸国産物帳に記載されたイヌ属動物の名称」『神奈川県立博物館研究報告』34: 69-73.

直良信夫

1965 『日本産狼の研究』 校倉書房、東京。

大蔵省編

1983 『開拓使事業報告：第2編（勸農・土木）』 北海道出版企画センター、札幌。

齋藤弘

1938 「東京科学博物館倉庫内に発見せられたるヤマイヌの全身骨骼並に他の同資料に就いて」『博物館研究』 11(4):2-7.

佐藤喜和

2021 『アーバン・ベア：となりのヒグマと向き合う』 東京大学出版会、東京。

関秀志・中田幹雄・千代肇

1990 「明治期における北海道の博物館（1）」『北海道開拓記念館調査報告』 29: 113-139.

田辺安一編

2008 『お雇い農業教師 エドウィン・ダン—ヒツジとエゾオオカミ—』 北海道出版企画センター、札幌。

梅本佳代

2016 「エゾオオカミ研究史の検討」『北海道大学大学院文学研究科研究論集』 15: 35-67.

2023 「北海道の公立動物園におけるオオカミ（*Canis lupus*）の飼育史」『北方人文研究』 16: 65-98.

ウォーカー、ブレット、L

2009 浜健二（訳）『絶滅した日本のオオカミ』 北海道大学出版会、札幌。

Walker Brett. L.

2005 *The Lost Wolves of Japan*, University of Washington Press, Seattle and London.

山田伸一

2002 「オオカミ・ヒグマ・カラス」『北海道開拓記念館調査報告』 41: 67-92.

2011 『近代北海道とアイヌ民族：狩猟規制と土地問題』 北海道大学出版会、札幌。

（うめき・かよ／北海道大学）